

I. 適用チェックリスト

創業促進税制の対象となる法人に該当するかどうかを判断する際の参考としてください。

- 下記チェック項目すべてに該当した場合、所定の手続を行うことにより、法人事業税の軽減税率の適用を受けることができます。(ただし、詳細な要件により適用ができない場合もあります。)

「創業促進税制」と「ハートフル税制」は、同じ事業年度で重複適用されません。

「特区税制」の事業計画の認定を受けた法人は、一定期間(※)創業促進税制は適用できません。

(※) 事業計画の認定を受けた日の属する事業年度から事業実施期間の終了の日を含む事業年度の翌事業年度まで

チェック	項 目
<input type="checkbox"/>	株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社のいずれかである。
<input type="checkbox"/>	申請する事業年度の売上額で最も大きな割合を占める事業が製造業である。 ※ 自社で製造行為(加工、組立を含む)を行わない場合(100%外注加工)、製造業に該当しません。
<input type="checkbox"/>	平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に、府内において法人として新たに設立(本店設置)した。
<input type="checkbox"/>	設立時の資本金の額又は出資金の額が1千万円以下である。
<input type="checkbox"/>	設立の日以後、引き続き府内に本店を設置している。
<input type="checkbox"/>	設立の日以後、継続して事業を行っている。
<input type="checkbox"/>	設立初年度の事業年度末における資本金の額又は出資金の額が1千万円以下(第2事業年度以降は1億円以下)である。
<input type="checkbox"/>	申請する事業年度の末日が設立から5年の間である。
<input type="checkbox"/>	申請する事業年度中に府内で風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営んでいない。
<input type="checkbox"/>	申告期限前3年の間に法人事業税の決定処分、法人税の重加算税・法人事業税の重加算金の決定処分等を受けていない。
<input type="checkbox"/>	【平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に設立した法人のみ】 各事業年度の所得の総額が年1億円以下である。 ※ 電気・ガス供給業、保険業を行う法人の場合、所得が年1億円以下であり、かつ収入金額が年8億円以下である。

II. 事前確認申請手続チェックリスト

I. で該当を確認し、事前確認申請手続を行う際、申請書・添付書類に不足や漏れなどがないかご確認ください。

チェック	項目	確認内容
【申請書関係】		
	申請書	要記入欄において空欄がないこと。
	申請日	申告期限日の15日前までに提出すること。 ※「郵便物(第1種郵便物)」又は「信書便物」の場合は通信日付印有効、それ以外は必着。 ただし、提出期限日までに送付があっても、書類に不足や不備があり、提出期限日までにすべての書類が整わなかった場合、受付できない場合がありますので、お早めの手続をお勧めします。
	法人の代表者印	法務局に提出している法人代表者印であること。(認印等の私印は不可)
	登記事項証明書との確認	申請書の本店所在地・法人の名称・役職・代表者の氏名が登記事項証明書と合致していること。
【添付書類関係】		
	定款【写し】	現在の決算時期が確認できるものであること。 ※ 提出いただいた定款で確認できない場合は、追加資料の提出をお願いすることがあります。
	登記事項証明書【原本】	法人事業税申告に係る事業年度終了後(中間報告にあつては計算期間終了後)に交付されたものであること。 ※ 設立後、「資本金の額等」又は「本店所在地」に変更があり、設立時の「資本金の額等」又は「本店所在地」を提出いただいた登記事項証明書で確認できない場合は、閉鎖事項証明書や設立時の定款の写し等の追加提出をお願いすることがあります。
	事業の内容や取扱製品がわかる書面	会社案内、会社概要、作業場所・製品等の写真、パンフレット等
	会社組織図	事業を営む組織の体制が記載された書面
	売買・請負契約書(注文書)及び請求書(納品書)【写し・3組】	申告に係る事業年度に発生した製造業に係る売上であること。 <input type="checkbox"/> 「売買・請負契約書」又は「注文書」の写し <input type="checkbox"/> 上記に対応する「請求書」又は「納品書」の写し(製品名が記載されているもの) ※ 「3組」・・・取引相手が3社以上あった場合、異なる3社分の契約書(又は注文書)の写しとそれに対応する請求書(又は納品書)の写し

ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。

大阪府 商工労働部 中小企業支援室
商業・サービス産業課 新事業創造グループ

電話 06-6210-9492